

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年9月16日(2022.9.16)

【公開番号】特開2021-45461(P2021-45461A)

【公開日】令和3年3月25日(2021.3.25)

【年通号数】公開・登録公報2021-015

【出願番号】特願2019-171384(P2019-171384)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月8日(2022.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板と、前記基板に実装された第1コネクタと、前記第1コネクタに接続される第2コネクタと、前記基板と前記第1コネクタとを被覆するように形成された基板ケースと、を備えた遊技機であって、

前記第1コネクタは、前記第2コネクタを基板面に対して水平方向に移動させることで接続ができるように形成された第1コネクタ開口部、を有し、

前記基板ケースは、前記基板の端部と、前記第1コネクタ開口部に接続された前記第2コネクタと、が露出するように形成された基板ケース開口部、を有し、

平面視において、前記第1コネクタ開口部の縁と前記基板ケース開口部の縁とが一致するようになっており、

前記第2コネクタにおける前記第1コネクタとの接続部側とは反対側の端部を外側端部とすると、

平面視において、前記外側端部が、前記基板の端部よりも外側にはみ出していない、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

40

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

上記課題を解決するために、本発明の遊技機は、

基板(例えば、サブ基板210)と、前記基板に実装された第1コネクタ(例えば、コネクタ211)と、前記第1コネクタに接続される第2コネクタ(例えば、コネクタ250)と、前記基板と前記第1コネクタとを被覆するように形成された基板ケース(例えば、ケース220)と、を備えた遊技機であって(例えば、段落[0129]、段落[0132])、

前記第1コネクタは、前記第2コネクタを基板面に対して水平方向に移動させることで接続ができるように形成された第1コネクタ開口部、を有し(例えば、段落[0129])

50

)、

前記基板ケースは、前記基板の端部（例えば、）と、前記第1コネクタ開口部に接続された前記第2コネクタと、が露出するように形成された基板ケース開口部、を有し（例えば、段落〔0131〕、段落〔0132〕、図25（c）、図27）、

平面視において、前記第1コネクタ開口部の縁（例えば、）と前記基板ケース開口部の縁（例えば、）とが一致するようになっており（例えば段落〔0131〕）、

前記第2コネクタにおける前記第1コネクタとの接続部側とは反対側の端部を外側端部（例えば、）とすると（例えば段落〔0133〕）、

平面視において、前記外側端部が、前記基板の端部よりも外側にはみ出していない（例えば段落〔0136〕、図27）。

10

このような構成によれば、品質が向上した遊技機を提供できる。

また、本発明の遊技機は、

コネクタが配置された基板と、前記コネクタに接続された配線手段とを備えた遊技機であって、

前記基板は前記配線手段と対向する領域を有しており、前記領域は電子部品が実装されていない実装禁止領域となっていることを特徴とする。

20

30

40

50